

(ご参考：12/9) 経済関係ニュースレター (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、こちらまでメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月2回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

当館では、現在、当地に進出している日系企業の実態調査へのご協力をお願いしています。本調査は、領事政策の立案及び今後の日本企業支援、当地政府への働きかけなどを行う際の根拠として、非常に重要なものですので、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。回答は[こちら](#)から。

1. 日ワシントン州経済関連ニュース

(1) リアル ID 法の開始が延期

5日、米国国土安全保障省は、リアル ID 法の施行開始を 2023 年から 2025 年に延期するこ

とを公表した。現在のワシントン州においては、米国での合法的な在留資格の証明を提示せずに運転免許証や身分証明書の取得が可能であり、州が発行する標準の運転免許証は同法の基準を満たしていない。同法の施行後は、国内線の飛行機搭乗時や米軍基地をはじめとする連邦施設に入る際に、同法に準拠した身分証明書が必要となる。リアル ID 法における身分証明には、パスポートやグリーンカードも有効である。[\(12/5 付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(2) ワシントン州の炭素排出量キャップアンドインベストメント制度

ワシントン州自然資源局は、2023 年 1 月 1 日より開始される州内での排出量キャップ・アンド・インベストメント制度における炭素排出量の最初の価格を設定した。2050 年までに炭素排出量をゼロとすることを目標とした気候コミットメント法の下に開始されるもので、当初の 1 トンあたりの排出クレジット価格は 22 ドルから 81 ドルとなっている。2023 年後半の同価格は、主要な排出企業の四半期ごとの競売が実施されてから決定される。同競売により見込まれる歳入は、2023 年には 5 億ドル、2024 年と 2025 年にはそれぞれ 10 億ドルであり、クリーンエネルギー及び気候変動対策への予算となる。[\(12/3 付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(3) 米国で鉄道ストライキ回避、バイデン米大統領が法案に署名し成立

米国のバイデン大統領は 12 月 2 日、鉄道ストライキを阻止する法案に署名した。これにより、鉄道労働者と運行会社は、暫定合意に拘束されるため、ストライキなどによって鉄道機能が停止する事態は回避された。法案は、連邦下院で 11 月 30 日に、上院で 12 月 1 日にそれぞれ通過していた。

法案への署名に先立って発表された声明すで、バイデン大統領は「雇用を守り、何百万もの労働者世帯を被害や混乱から守り、年末年始のサプライチェーンを安定させ、これまで積み上げてきた経済面での前進を継続させるためには、現時点では正しい判断だった」と述べ、迅速に法案を成立させた連邦議会を評価した。[\(12/5 付けジェトロビジネス短信記事\)](#)

(4) ワシントン州でインフルエンザ件数が増加

11 月末の時点で、ワシントン州の入院数のうち、インフルエンザ関係が 9.4%を占め、パンデミック前の 2019 年以来、同時期で最多となった。州保健局によると、先週のインフルエンザによる死者は 2 名の子どもを含む計 13 名となり、RS ウイルス及び新型コロナウイルス感染と合わせ、病院や救急医療機関は対応に追われている。[\(12/5 付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(5) 当地テクノロジー企業の雇用削減による外国人従業員への影響

当地テクノロジー企業の大幅な雇用削減の対象となった H-1B ビザ等の米国の就労ビザを有する外国人は、60 日以内に次の雇用先が決まらない限り、米国にいられなくなる。これまでの

ところシアトル地区で解雇されたテック労働者計 1 万 8000 名のうち、外国人が占める割合は明らかになっていないが、毎年同地のテック業界に就労ビザの下で参入する外国人の数からみて、相当数が該当すると見られる。2009 年以来、アマゾン社は外国人を雇用するための H-1B ビザを 2 万 6,000 件、マイクロソフト社では同 1 万 8,000 件申請している。連邦政府の統計によると、2021 年における H-1B ビザ保持者の 70%がコンピュータ関係であり、内訳はインド人 (74%) が最多で、次いで中国人 (12.4%) だった。

[\(12/4 付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(6) シアトル地区の住宅価格が横ばい、イーストサイドは下落

住宅価格の高騰が続いていたシアトル地区だが、11 月のキング郡における中間住宅価格は 82 万 7,000 ドル、スノホミッシュ郡では同 70 万ドルと、前年同期から上昇率が 1%以下とほぼ横ばいとなった。住宅ローン金利が 1 年間でほぼ 2 倍となり、買い控えが増えたことから上昇率が鈍化した。特に、コロナ禍によるリモートワークの広がりが高騰したイーストサイドの住宅価格は、昨年は前年比 35%の上昇率となっていたが、今年 11 月には前年同期比でほぼ 8% 下降し、中間住宅価格は 130 万ドルとなった。シアトル市は同 90 万 5,000 ドルだった。

[\(12/4 付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(7) ボーイング 737MAX 型機の改良

欧州航空安全機関 (EASA) は、ボーイング社に対し、米国が同様の動きをするかに関わらず、737MAX 型機の 2 つの安全アップグレードを含む改良を義務化すると見られる。同改良は、ワシントン州選出のマリア・キャントウェル連邦上院議員が、米国の航空会社で運航される同機に新たに付加される条件として改正法案を提示しており、実施されれば、ボーイング社は、新たに製造中の MAX7 型機と MAX10 機の連邦議会による承認の期限に関係なく、現行の要件下で承認を実施することができるようになる。EU は、737MAX 機の再開条件として現行モデルへの改良を既に求めていた。[\(12/2 付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(8) その他、ジェトロビジネス短信記事より

- ・ 12/8 付け [全米自動車協会、EV に特化したロードサービス開始](#)
- ・ 12/7 付け [東京ガスなど 4 社、米キャメロン LNG 基地活用し日本への合成メタン導入を検討](#)
- ・ 12/2 付け [ホンダ、米オハイオ州で 2024 年から新型燃料電池車の生産開始](#)

2. イベントのお知らせ

(1) 1/24-25 第20回&「ジム・リード・メモリアル」ジャパン・シアトルAIミートアップ

シアトルエリアのAI関係スタートアップ企業10社の各社の事業内容についてのピッチを日本企業等に向けて提供するオンラインイベント「AIミートアップ」の第20回が以下のとおり実施されます。

【日時】

1日目： 1月24日（火）16:00～17:00（米国太平洋時間）

2日目： 1月25日（水）16:00～17:00（米国太平洋時間）

【参加費】 無料

【言語】 英語（一部、日本語）

【申込み】 [こちら](#)から

編集後記：

まだ秋の香りが少し残る東京から出発し、初めてシアトルを訪れたのは2週間前。シータック国際空港に着陸するなり、飛行機の窓の外は吹雪！あまりの寒さに圧倒されながらも、後にその日がシアトル初雪の日だったと知り、なんだか嬉しくなりました。何年も前に東海岸のボストンに少し住んでいたことがあるのですが、その頃とは、街の雰囲気や様子、生活環境も全く違うので、新たなアメリカ生活に挑むような気持ちでいます。暖かい春がやってくるまでには、胸をはって自分はシアトル市民だと言えるよう、これから様々なコミュニティ、文化などに直に触れながら、シアトルとのつながりを深めていきたいと思っています。

（参考：在シアトル日本国総領事館）

- ・ [新型コロナウイルス関連情報](#)（全般的な情報）
- ・ [日本へ入国・帰国するすべての方へ ～日本の水際対策措置～](#)（10月11日更新）
- ・ [2022年経済再開・新型コロナウイルス関係情報](#)（3月1日更新）
- ・ [新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#)（12月15日更新）
- ・ [州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語

で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107